

議事概要（速報）

正式な議事録については、後日HP上に公開しますので、そちらをご参照下さい。

港湾計画について

各港湾の港湾計画については、「適当である」として答申がとりまとめられた。

なお、委員からの主な意見等は以下の通り。

...委員からの主な意見

...事務局の回答

< 茨城港（改訂） >

海面処分・活用用地は土地利用が既に定められているが、海面処分用地では、当面、廃棄物进行处理することのみが決まっており、土地利用に関しては定められていないと伺っている。今回のように土地利用を定めないとしても、単に廃棄物処理をするのではなく、港湾としてその後の土地利用をできるだけ早く明確にすべきであると考えている。

今回は、目標年次までに護岸の整備が必要であったため、計画している。今後、貨物量等を勘案し、必要な時期に適切に対応して参りたいと考えている。また、茨城県では、50km 圏内における建設残土を工事間流用するよう取り組んでいるが、今後も工事間で建設残土の流用を図るなど適切に対応して参りたい。

< 川崎港、横浜港、堺泉北港、北九州港（一部変更） >

川崎港の計画は、道路と港のアクセスを改善する計画だが、道路の渋滞により、輸送効率が低下したり、周辺環境に影響を及ぼしたりするなど、港と道路は密接な関係がある。このような計画は、荷主にとっても非常にありがたいし、環境にも大きく寄与することから、今後も積極的に実施して頂きたい。

今回の横浜港、川崎港の港湾計画について、京浜3港で事前に協議をしているのか。

例えば今回の川崎港の道路は、川崎港の利便性を向上させるものであり、3港で正式な協議が行われたものではないが、その一方で、3港では協議会等を設置して、国道357号はもとより、それ以外の道路についてもアクセスを強化していくことが、3港連携の強化に繋がるものとして協議を進めている。よって、今回の港湾計画はアクセスを向上させるものであり、3港連携との整合はとれていると考えている。

以上